

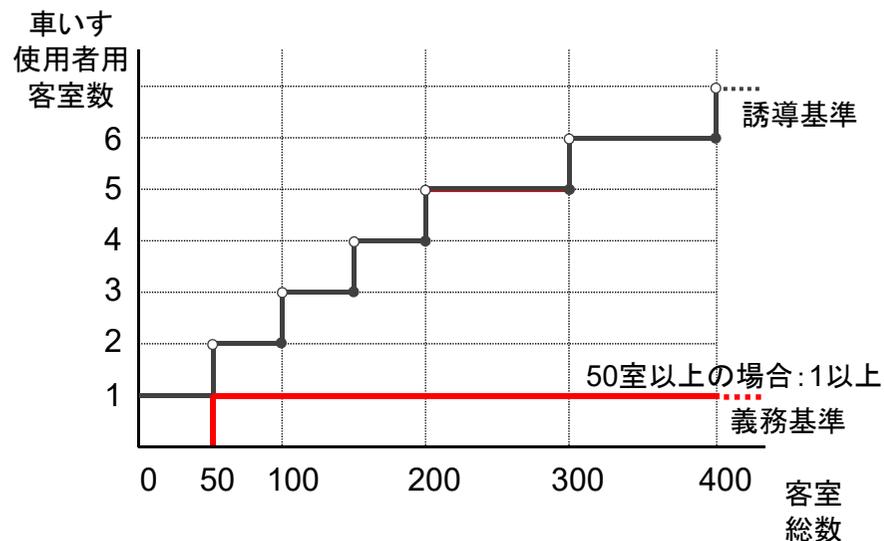
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条の政令改正により、
延べ面積2,000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館に義務付けられる、車いす使用者用客室(※)の設置数について、客室の総数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

現行

- 客室の総数が50室以上の場合は、**1以上**の車いす使用者用客室を設ける

【誘導基準】

客室の総数が200以下の場合、客室の総数の2%以上
 客室の総数が200超の場合、客室の総数の1%+2以上の
 の車いす使用者用客室を設ける

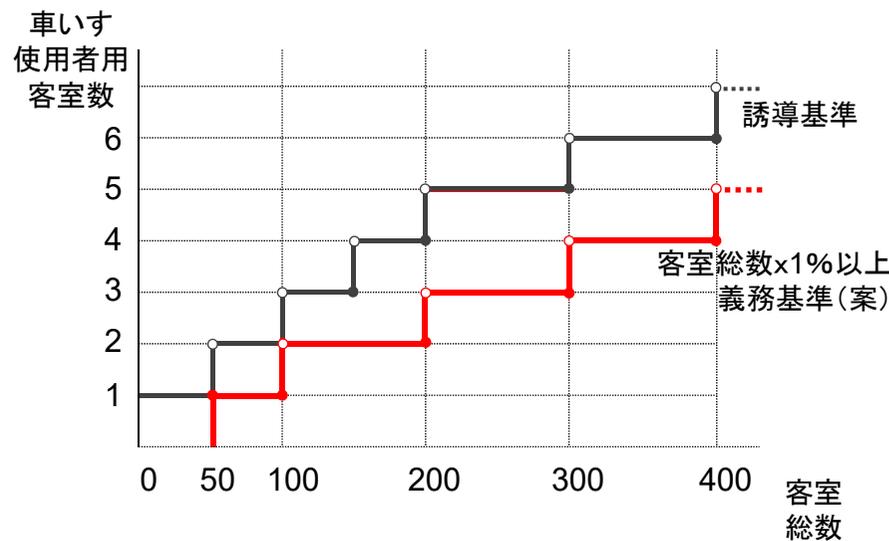


改正後

- 客室総数が50室以上の場合は、**客室の総数の1%以上**の車いす使用者用客室を設ける

【誘導基準】

客室の総数が200以下の場合、客室の総数の2%以上
 客室の総数が200超の場合、客室の総数の1%+2以上の
 の車いす使用者用客室を設ける



※車いす使用者用客室の基準の主な内容

- ・便所、浴室を含む出入口幅を80cm以上とすること
- ・戸を設ける場合には、その前後に段差が無いこと
- ・車いす使用者用便房(手すりや十分な空間の確保等)の設置